

随意契約の契約状況表

(消防局)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額(単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
1	総務課	佐賀関下浦分団第5部車庫詰所用地境界確認業務委託	令和7年11月20日	大分市城崎町2丁目3番10号 (公社)大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	1,043,528	2号	<p>本市発注の公共嘱託登記業務委託(以下「登記業務委託」という)を遂行するためには優れた測量技術を有していることはもちろん、不動産登記法の趣旨を十分理解していることが必要になる。さらに、表示登記に精通し地図等の性質や沿革を熟知していること及び地図作成に係る専門的知識を有すること、土地所有者との対応について登記事務処理を総合的に勘案して判断できる知識を有すること、並びに個人情報に直接関与する作業であることから確実な情報管理が出来る責任能力を有していることなども必要となる。これらの要件を満たす者としては国家資格を付与された土地家屋調査士が適任と考えられるが、登記業務委託は本市が発注する全てが対象となるため作業量が膨大であり、土地家屋調査士個人で請け負うには組織規模があまりにも小さく予定の履行期間では業務が完了できないことが懸念される。</p> <p>以上のことから登記業務委託を安全、円滑、迅速に遂行できるのは、「公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律」に基づいて設立された公益社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が最適と考えられるため、下記により随意契約による契約を結びたい。また、契約額については協会が業務報酬基準表に定める額(国土交通省が示す設計業務委託等技術者単価を基礎として算定)とし、契約事務の効率化を図ることから契約監理課において一括して単価契約により委託契約を締結したい</p>